

「障害者差別解消法」に係る 不当な差別的取扱いの解消 及び 合理的配慮の提供等に関するガイドライン

平成16年の「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として規定され、平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）、令和6年1月一部改正」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（令和6年1月17日付け5文科初第1788号）」等の規定及び通知等に基づき、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、令和6年4月1日から、合理的配慮の提供等が義務化されました。

このため、「四国医療専門学校障がい学生（以下「学生」という。）支援規程」第15条の規定に基づき、本校学生支援の円滑化及び諸手続き等の明確化を図るため、ガイドラインを定めるものです。

1. 対象となる学生

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（慢性疾患、難病その他の機能障害等も含む）。

2. 合理的配慮の提供の流れ

修学において、どのようなことに困っていて、どのような対応が必要で実施できるのかについて、学生本人、担任、所属学科の担当者、その他関係者と話し合いのうえ、決めていきます。

① 相談



② 「修学支援等申請書」、障害者手帳の写し・診断書等の提出



③ 修学支援計画作成のための聞き取り



④ 「修学支援計画書（案）」を作成

- ▼
- ⑤ 支援検討会を開催
「修学支援計画書（案）」をもとに、合理的配慮の内容を検討し、合意を形成します。
（合意形成に至らなかった場合は、再度話合いや検討を行います。）

- ▼
- ⑥ 学校長の承認

- ▼
- ⑦ 「授業における合理的配慮願」を履修科目担当教員へ送付

- ▼
- ⑧ 合理的配慮の提供開始

- ▼
- ⑨ 合理的配慮の内容が適切かどうかを確認するため、継続的に面談を実施

※ 手続きには、最低1ヶ月程かかります。学生本人より話を聞き、十分な審議や検討が必要となりますので、時間に余裕を持ってご相談くださいますようお願いいたします。

3. 合理的配慮の例

それぞれの学生の状況やニーズ、授業内容などを踏まえて、専門的な判断を行います。

肢体不自由

施設・設備の整備、介助者の配置、自家用車での通学の許可や専用駐車場の確保、教室変更、専用更衣室または休憩室の確保、災害時避難方法の検討、実習室での電動昇降椅子の利用、学外実習先の設備の確認や送迎方法の調整、PC使用許可、板書やスライドの撮影許可または資料配布、試験の時間延長やPC利用等の解答方法の変更等。

視覚障害

見えやすい位置に座席を確保、板書やスライドの撮影許可資料配布、コントラストや色の濃い印刷物や解答用紙を使用、卓上照明の使用許可、体育の授業の参加方法の調整、PCの読み上げ機能を用いて聞くことができるよう授業の教科書・資料をテキストデータで提供等。

聴覚障害

聞こえやすい位置に座席を確保、口頭で伝えられる重要事項について文書等で伝達、補聴援助システムの利用、授業資料の配布または講義概要の板書説明、リスニング等聴覚を用いる授業・試験に対する代替措置、聴覚教材への字幕挿入または聴覚情報の文書説明、グループワークにおいてグループメンバーがディスカッションの要点をホワイトボード等へ記載し伝達、災害時の情報伝達方法を検討等。

発達障害 精神障害

出入口付近の座席の確保、途中退室・再入室の許可、提出物のリマインドや提出期限の延長、指名・グループワーク（ディスカッション）・発表（プレゼンテーション）の参加方法の調整や代替方法への変更、フード・マフラー・ノイズキャンセリングイヤホンの着用の許可、教室変更、口頭で伝えられる重要事項について文書等で伝達、板書やスライドの撮影許可または資料配布、講義内容の録音の許可、タスクやスケジュール管理のための定期面談の実施、具体的な指示や説明（教示方法）、メモをする際のスマートフォン使用の許可、メール等を利用した提出物に対し受取り連絡の実施、視覚教材の内容の事前周知、グループワークにおいてディスカッションの要点を板書し伝える等。

内部障害 慢性疾患

自家用車での通学許可、途中退室・再入室の許可、提出物の期限の延長、体育の授業の参加方法の調整、緊急時対応方法を周知等。

出典：独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）HP

[合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～ 本編 \(jasso.go.jp\)](https://jasso.go.jp)

8 修学支援に当たって—主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法— (p. 40-90)

令和6年3月12日制定

(様式1)

障がい等を理由とする修学支援等申請書 【新規・再申請・継続】

四国医療専門学校長 様

在学中の修学等にあたり、次のとおり申請します。

所属学科	鍼灸マッサージ・鍼灸・理学療法・作業療法・柔道整復・看護 学科
学籍番号・学年	・ 1・2・3・4 年
(フリガナ) 氏名 *氏名は自筆	
担任氏名	
日中の連絡先	
e-mail	@
障がい名又は 診断名 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/>	*「障害手帳」等取得済みの場合写しを添付してください。手帳をお持ちでない方は、医師の診断書や意見書、心理検査結果等を添付してください。 <添付資料> <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 既に提出済み(継続の場合)
障がい等により 困っていること や苦手なこと	
入学前に受けて いた支援内容	
修学支援の希望 内容	

(申請時の注意点)

- * 申請書受付後、面談を行い、詳細をお聞きします。
- * 希望する配慮が必ずしも本校で提供可能な配慮として認められるわけではありません。

(様式2)

合 意 書

_____ 学生氏名 _____ と四国医療専門学校は、障がい学生支援規程第7条の規定に基づき、以下の事項について、合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

1. 支援内容

2. 支援に必要な情報について

- (1) 四国医療専門学校は、支援にあたって知り得た個人情報の保護に十分留意し、第三者に提供、漏洩する等、支援業務の範囲を超えて使用しない。
- (2) _____ 学生氏名 _____ は、四国医療専門学校が、支援に関わる情報を以下の範囲で共有することに同意する。

保護者（父・母） 事務職員 周囲の学生
 教員（担任・授業担当教員・関係する教員） 保健管理センター

- (3) 四国医療専門学校は、(2)に定める以外に、学内または支援において連携する学外機関等と個人情報を共有する必要がある場合は、事前に _____ 学生氏名 _____ の了解を得る。

3. その他の事項

- (1) _____ は、休学、休講、欠席、遅刻等、支援を受ける状況に変更が生じた場合、できる限り事前に、担任等に連絡する。
- (2) _____ 及び支援実施者は、支援に関する報告書を毎期末に提出する。
支援担当者及び関係者は、報告書に基づく検討会を実施する。
- (3) _____ は、様態の変化等により、支援内容を変更する必要がある場合は、随時申し出ることができる。
- (4) 修学支援計画書を変更する必要がある場合は、改めて合意を図る。

令和 年 月 日

_____ 学科 _____ (氏名) _____

四国医療専門学校長 ○○ ○○